

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 4月20日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2011

課題番号：20530064

研究課題名（和文） 時効法改正に向けた立法論的総合研究

研究課題名（英文） The Comprehensive Research on the Legislative Aspect of the Law of Prescription.

研究代表者

松久 三四彦 (MATSUHISA MIYOHIKO)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：10142788

研究成果の概要（和文）：わが国の現行時効法の意義と判例・学説の到達点及び議論されている重要問題に関する解釈論を網羅的に再検討し、諸外国の最近の改正の動向を比較研究することによって、わが国における将来の民法改正による時効法のあり方を探求した。具体的には、比較法研究としては、オランダ新民法典、ケベック新民法典なども視野に入れつつ、主として、ドイツ新消滅時効法、フランス債務法改正準備草案および改正法、ヨーロッパ契約法原則、ユニドロワ国際商事契約原則における時効法を対象として、これらの時効法ができるまでの経緯や個々の規定の立法理由、その後の批判等を検討し、日本の時効法の立法モデルを示した。

研究成果の概要（英文）：This innovative research construed the model law of prescription which is based on the comprehensive research on recent global trends and characteristics of prescription law. The subject of this research takes into consideration the prescription law under the newly revised civil law in England, Quebec, Netherlands, Germany, and France as well as the model law of PECL (Principles of European Contract Law), PICC (Principles of International Commercial Contracts) and others. This research investigated the following four points: (1) the commencement and period of extinctive prescription; (2) suspension and interruption of prescription; (3) agreement on extinctive prescription; and (4) the effect of extinctive prescription. The model law and this research provides crucial and valuable materials and also contributes to the process of the revision of the civil law that is currently being carried out in Japan.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：民法

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：時効、取得時効、消滅時効、除斥期間、時効期間、時効の援用、時効の中断、時効の停止

1. 研究開始当初の背景

わが国では、現代語化された民法典が2002年に施行されたのに引き続き、その全面

改正が語られようになった（星野英一「日本民法典の全面改正」ジュリスト1339号〔2007年〕90頁、寺田逸郎「[新春イ

インタビュー] 法務省民事局長に聞く 民商事法改正の動向」金融法務事情1759号〔2006年〕3頁参照)。他方、世界的には本格的な民法改正を経た国、改正に向け作業中の国が少なくなかった。そこで、それら各国の改正民法典ないし改正草案における時効法を視野に収めた研究が必要とされていた。

2. 研究の目的

本研究は、わが国の現行時効法の意義と判例・学説の到達点及び議論されている重要問題に関する解釈論を網羅的に再検討し、諸外国の最近の改正の動向を比較研究することによって、わが国における将来の民法改正による時効法のあり方を探求し、時効法改正作業に学問的に寄与することを目的とするものである。

3. 研究の方法

近時の時効法の国際的動向を知るために、①国際連合国際取引法委員会(UNCITRAL)起草の国際的動産売買における時効に関する条約(Convention on the Limitation Period in the International Sale of Goods. 1974年採択。以下「UNCITRAL時効条約」と略称)、②イギリスの消滅時効(1980年出訴期限法[Limitation Act 1980. 以下「イギリス1980年LA」]を中心に)、③オランダ新民法(時効を含む第3編財産法総則は1992年施行。以下では「オ民」と略す)、④ケベック新民法(1994年施行。以下「ケ民」)、⑤ヨーロッパ契約法原則(Principles of European Contract Law. 時効部分[第3部所収]は、2001年2月にヨーロッパ契約法委員会で承認。以下「PECL」)、⑥ドイツ改正民法(2002年施行。以下「ド民」)、⑦パヴィアヨーロッパ契約法典草案(Code européen des contrats, Avant-Projet, Livre premier. 2002年。以下「パヴィア草案」)、⑧ユニドロワ国際商事契約原則(Principles of International Commercial Contracts. 時効部分は2004年版で追加。以下「PICC」)、⑨共通参照枠草案(Draft Common Frame of Reference. 2008年。以下「DCFR」)、⑩フランス改正民法(時効部分等が2008年に改正施行。以下「フ民」)の時効法を対象として、これらの時効法ができるまでの経緯や個々の規定の立法理由、その後の批判等を検討した。そして、これら各国法と日本法を対比し、わが国の時効法との差異と優劣、いずれを選択すべきか、第3の制度設計があるかという視点からわが国の時効法の妥当性を研究し、個別制度のあり方を検討した。

4. 研究成果

(1) 時効法改正等の背景

上記の時効法は、条約(①)、国内法(②③④⑥⑩)、モデル法(⑤⑦⑧⑨)であ

る。UNCITRAL時効条約は、国際動産売買における統一的準則の必要性(より広くは、UNCITRALの設立目的である「国際商取引法の統一と調和」)から制定されたものであり、各国法の違いを乗り越え多くの国で批准されよう、考え抜かれたシンプルな構成になっている。国内法においては、多種多様な時効期間を整理しわかりやすいものにするとともに、時効期間を時代にあった長さにするという要請が強い。モデル法は、EUなど一定の取引圏や、国際的取引における統一的ルールの要請によるものであり、一国の壁を越えた取引圏の拡大という社会経済活動が拡大した時代の要請といえよう。

(2) 消滅時効の対象

時効の対象は、国際的動産売買契約ないしその解消等による請求権を対象とするUNCITRAL時効条約がもっとも狭く、パヴィア草案、PICCがやや限定的である。ついで、債権や請求権とするドイツ改正民法・PECL・DCFRと広くなり、訴権・権利とするオランダ新民法・ケベック新民法・フランス改正民法および日本民法が最も広いグループに位置する。イギリス法も、各種の訴訟原因を網羅している。これは、それぞれの条約、時効規定を含む法律やモデル法が対象とする法律関係の広狭に対応するものである。時効の対象は、実体権か訴権かという視点からは、多くが実体権であり、訴権を対象とするのはイギリス法・オランダ新民法である。訴権を対象とするのは、実体権自体は消滅しないということで、時効完成後の弁済も有効とすることなどに結び付けているが、同様の効果は給付拒絶権構成からも導かれる。

なお、フランス法は、実体権と訴権の両方が入っており、「時効の法的構成にはほとんど無頓着である」と評されている。同様のことはケベック新民法にもあてはまる。

(3) 消滅時効期間と起算点

(a) 一般的な時効期間

実質的にもっとも広範に適用される時効期間は、10年(パヴィア草案[客観的起算点])、6年(イギリス1980年LA[客観的起算点])、5年(オランダ新民法[契約に基づく与える債務又は為す債務の履行を求める訴権。客観的起算点。ただし、条文上の原則期間は20年])。フランス改正民法[人的訴権または動産に関する物的訴権。主観的または準主観的起算点])、4年(UNCITRAL時効条約[客観的起算点または準主観的起算点])、3年(ケベック新民法[対人権または動産に対する権利を行使するための訴権。ただし、条文上の原則期間は10年。客観的起算点。無効訴権については主観的または客観的起算点])。PECL[第14:301条により実際には主観的起算点]、ドイツ改正民法[主観的または準主観的起算点]、PICC[主

観的または準主観的起算点]、DCFR〔第三―7：301条により実際には主観的起算点〕である。国内法としてはヨーロッパ大陸法の両雄ともいうべきドイツ改正民法が通常の時効期間を30年(旧195条)から3年に、フランス改正民法もやはり30年(旧2262条)を5年に短縮したのが注目される。モデル法をいれると、今や3年が多数である。ケベック民法はいち早く実質的な一般的時効期間として3年を導入しているが、客観的起算点であり、権利者に対する権利行使の要請の強さでは抜きん出ている。他の時効法における3年はすべて主観的または準主観的起算点と結びついている。近時の立法等の傾向として、主観的ないし準主観的起算点と結びついた時効期間の短縮化と、3年が多数であることが挙げられよう。日本のように客観的起算点による10年を採用するのはパヴァリア草案だけである。

(b) 時効期間の種類

国内法については時効期間の規定が民法その他の法律中に散在しうることなどから、かならずしも正確ではないが、期間の種類が多寡や、期間の幅を知る目安にはなる。

UNCITRAL時効条約は2種(10年、4年)、イギリス1980年LAは7種(30年、12年、15年、10年、6年、3年、1年)、オランダ新民法は5種(75年、30年、20年、5年、1年)、ケベック新民法は3種(10年、3年、1年)、PECLは3種(30年、10年、3年)、ドイツ改正民法は3種(30年、10年、3年)、パヴァリア草案は1種(10年)、PICCは2種(10年、3年)、DCFRは3種(30年、10年、3年)、フランス改正民法は4種(30年、20年、10年、5年)である。日本は、6種(20年、10年、5年、3年、2年、1年)と多い方である。なお、訴訟の期間制限の裁量的排除は、イギリス法独自のものである。

(c) 起算点(客観的、主観的)と期間(単一期間、二重期間)の組み合わせ

UNCITRAL時効条約は1種(上限期間つき単一期間)、イギリス1980年LAは4種(①客観的起算点による単一期間、②客観的と主観的な2起算点のいずれか遅い時点からの単一期間、③客観的と主観的な2起算点のいずれか遅い時点からの単一期間と、客観的起算点のロング・ストップによる二重期間、④客観的起算点の長期と短期〔主観的+客観的起算点〕の重疊的二重期間と客観的起算点のロング・ストップによる三重期間)、オランダ新民法は4種(①客観的起算点の単一期間、②主観的起算点の単一期間、③短期と長期のいずれも客観的起算点である二重期間、④主観的起算点の短期と客観的起算点の長期の二重期間)、ケベック新民法は3種(①客観的起算点の単一期間、②主観的または客

観的起算点の単一期間、③主観的起算点の単一期間)、PECLは2種(①上限期間つき単一期間、②客観的起算点の単一期間)、ドイツ改正民法は3種(①主観〔+準主観〕的起算点の短期と客観的起算点の長期の二重期間、②主観的起算点の短期と客観的な2つの起算点の長期の三重期間、③客観的起算点の単一期間)、パヴァリア草案は1種(客観的起算点の単一期間)、PICCは1種(主観的または準主観的起算点の短期と客観的起算点の長期の二重期間)、DCFRは2種(①上限期間つき単一期間、②客観的起算点の単一期間)、フランス改正民法は3種(①主観的または準主観的起算点の短期と客観的起算点による上限期間〔例外あり〕の二重期間、②主観的または準主観的起算点の単一期間、③上限期間つき単一期間)である。

主観的起算点の単一期間は、オランダ新民法、フランス改正民法に見られる。これには、起算点がいつまでも到来しないことがありうるといふ難点がある。日本民法570条(566条3項)も同様であり、民法167条が適用されると解されているが、立法に際しては、避けるべきであろう。上限期間つき単一期間は、UNCITRAL時効条約を嚆矢とし、PECL、DCFR、フランス改正民法が採用する。フランス改正民法が二重期間の長期を上限期間としているのが注目される。

(d) 全体的な傾向

近時の時効法は、一般的な時効期間が、主観的起算点と組み合わせられて短縮されるとともに、主観的起算点の導入にともない、客観的起算点の長期との二重期間構成が主流になっている。この主観的起算点は、時効制度の最も重要な完成時点の計算を不透明にするという難点がある。もっとも、契約に基づく債権については、契約による弁済期などの客観的な起算点に一致することがほとんどであろう。そうすると、従来の客観的起算点による時効期間が一気に短縮化されたとも評しうるわけであり、二重期間構成をとるときは、主観的起算点と結びついているといっても、その短期をどれだけにするかについては慎重な検討が必要になる。

(4) 時効の中断・停止

(a) 権利行使困難型と権利行使型の停止

権利行使型の停止は、イギリス法、UNCITRAL時効条約を嚆矢とし、DCFRが採用している。また、ドイツ改正民法、PECL、PICCは、権利行使困難型の停止とともに、権利行使型の停止を採用している。ドイツ改正民法施行後で見ると、パヴァリア草案、フランス改正民法は不採用ながら、全体としては、権利行使型停止の採用が近時の各国法等の傾向であるといえよう。

(b) 進行停止と完成停止 進行停止に上限期間を設けるといふ構成も UNCITRAL

時効条約を嚆矢とし、PECLの採用するところであるが、両者の仕組みは若干異なる。UNCITRAL 時効条約は、権利行使型停止のみを採用し、ひとたび停止すると停止状態が継続する（停止事由終了後の再進行の規定はない）ため、法的手続きを開始し得なくする上限期間を設けるといものである。これに対し、PECLは、停止事由終了後の再進行ないし完成の猶予を予定しており、さらに完成停止にも上限期間を設けている。わが国のように、完成停止のみとするのはオランダ新民法である。進行停止のみとするものに、ケベック新民法、パヴィア草案がある。PECLとドイツ改正民法の不可抗力による停止は、ともに完成間際の停止であるが、停止事由終了後に残期間が進行するものであるから、いずれも進行停止である。ただし、PECLでは債権者の支配を越えた障害終了後に残期間が進行するが、ドイツ改正民法では停止するのは当初の時効期間満了時までが限界である。

(c) 進行開始の停止

起算点との関係で進行開始の停止という構成をとるのは、PECL、DCFR、フランス改正民法である。PECLの規定は、債権者の主観（債権者が債務者や履行期について認識すること）を起算点ではなく進行開始停止事由とすることにより、債権者がその主観の立証責任を負うことが明確になり、上限期間を別個に規定する必要がなくなるとの考えによる。しかし、進行開始停止構成では、客観的起算点は形ばかりのものとなり起算点といえないのではないかと疑問もでてくる。また、主観を起算点として構成しても、債権者は債務者や履行期を知っているのが通常であるから債務者がその旨を主張するとそれ以上の立証は要求されないとか、主観の立証は本人以外は難しいことを理由に債権者に負わせるとの解釈によることもできそうである。主観を起算点ないし停止事由とする立法にあたっては、この点をどう考えるかも検討を要しよう。

(d) 交渉の扱い

ドイツ改正民法は、不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効について認めていた交渉による停止を一般化し、PECL、DCFRも交渉一般を停止事由にした。これに対し、PICCとフランス改正民法は一定の手続に限定して認める立場をとった。交渉一般を停止事由とすると、何が交渉にあたるか、交渉の開始や終了時がはっきりしないためである。ドイツ改正民法及びフランス改正民法は進行停止、完成停止であり、PICCは進行停止であるが、PECL及びDCFRはともに一年の完成停止である。再進行の時点は、ドイツ改正民法は「当事者の一方又は相手方が交渉の継続を拒絶」した時、フランス改正民法は「当事者の一方もしくは双方、または調停人もし

くは斡旋人が調停もしくは斡旋の終結を宣言した日」、PECLおよびDCFRは「その交渉における最後の対応時」と、それぞれ違っている。

(e) 権利行使型中断の構成と中断後の新たな時効期間

ドイツ改正民法は、旧法における中断事由の多くを停止事由に移した。しかし、中断の効力発生前の時点である執行行為の着手・申立を権利行使型中断事由としたため、旧法と同じく不確定的中断構成（不確定的中断事由一過及的失効構成）にとどまった。PECLも執行の申立を中断事由としており、同様である。権利行使型中断事由を停止事由に移したこととの体系性が十分ではないといえよう。判決により確定した債権については、ドイツ改正民法は30年とするが、10年とするのが一般的である（ケ民、PECL、パヴィア草案、F民事執行法）。

(5) 時効に関する合意の効力

ケベック新民法は、合意による時効期間の変更を一切認めない。日本は、時効の完成を容易にする時効期間の短縮は認めるが、完成を困難にする時効期間の延長は原則として認めない立場をとる。イギリス法、パヴィア草案も同様である。さらに、近時の国際的動向は、時効期間の短縮と延長の合意をともに認める方向にあり、PECL、ドイツ改正民法、PICC、DCFRがこれに当たる。さらに、フランス改正民法は中断・停止事由を付加できることまで明文化するにいたった。ドイツは、改正前は完成を容易にする合意は認めたが、消滅時効を排除または完成を困難にする合意を禁止していた。これに対し、改正法は時効に関する合意を原則として有効であることを前提に、例外的に無効とされる場合について規定するものである。短縮合意が有効であるための下限の規定が置かれていないのが注目される。フランスでも、従来、時効期間を短縮する合意は有効であるが延長する合意は無効と解されてきた。ともに、旧法を大幅に改め、広く合意を認める立場をとったわけである。理論的には、時効規定は公益、公序に関する強行規定であるとするならば、合意は認められないか、認められる範囲はごく狭いものとなる。合意を認めることは、通常は立場の強いものを利するだけであって望ましくないと考えるときも、同様である。これに対し、時効といえども私人間の利益調整の制度であることを重視するならば、合意による変更は、内容が不当でない限り認められるという考えに傾くことになる。近時の国際的動向は、後者の考えに、さらに、時効期間の単純化と短期化という画一性の調整を、当事者の合意による変更によって図ろうとする考えが加わったことによる。時効に関する合意の効力については、強行法規性を支え

る根拠、合意による時効規定の変更を認めることでどのような利益が誰に帰属するのかを中心に、立法に際しては特に慎重な検討が求められるところである。

(6) 消滅時効の効果

時効の対象が訴権であるときは、時効により訴訟による救済を求めることはできなくなるが、原則として実体権を消滅させるものではないとの理解が一般的である（ただし、ケベック新民法は実体権も消滅させるようである）。この点は、時効の対象が実体権であっても、ドイツ法等のように時効の効果を給付拒絶権（抗弁権）とする構成においても同様になる。しかし、時効の対象を訴権とすることは、少なくとも法文上は時効と実体権の関係が不明になるので、実体権を対象とする制度設計の方が望ましいと思われる。

実体権を時効の対象とするところにあるのは、給付拒絶権（抗弁権）構成をとるものが多い（PECL、ドイツ改正民法、PICC、DCFR）。日本民法は、実体権消滅構成をとり、援用は時効の効果発生要件と解されているが、仮に給付拒絶権構成の導入を検討するとなれば、給付拒絶権構成は日本民法の構成と実際とどこが異なるのか、給付拒絶権構成に特有の結果を積極的に支持すべき根拠を見出せるかの検討が不可欠である。

なお、日本民法には規定がなく解釈に委ねられているが、時効完成後の弁済の効力について規定しているものが多い。また、内容は様々ではないが時効と相殺に関する規定を時効のところ規定しているものが多いことも留意されてよいであろう。

(7) 時効総則の有無

日本民法は、フランス改正前民法と同じく時効総則を置いている。ケベック新民法も同様である。しかし、フランス改正民法は、従来の構成を大きく変えて、消滅時効と取得時効を別々に規定した。時効総則を設けるかどうかは、取得時効と消滅時効が有する個々の制度の共通性、および、取得時効と消滅時効は時効という上位概念で捉えることが適当な制度であるかどうかにかかってくる。多くの共通する個々の制度を有しながらも、さらには、上位概念で捉えることが適当な制度であるにもかかわらず、たとえば消滅時効は民法総則で、取得時効は物権編でというように独立して規定するならば、取得時効のところ消滅時効の多くの規定を準用しなければならず、また、時効制度の基本的構造を見えにくくすることになり、洗練された法典の形から離れるだけでなく、時効制度の共通性を核とした全体像もまた見えにくいものとなる。このような視点からは、フランス改正民法が、消滅時効の効果を権利の消滅、取得時効の効果を権利の取得として、時効は時の経過による権利変動の制度としつつ、取得時

効と消滅時効を分け、取得時効には第20章第3節「消滅時効の進行」（中断・停止の規定などが含まれている）と第4節「消滅時効の要件」（援用が必要である旨の規定などが含まれている）の規定を準用するとしたことの説得的な理由は見えにくいということになる。なお、ドイツ改正民法は、改正前と同じく、消滅時効は第1編「総則」に、取得時効は第3編「物権」に置かれ、種類、要件にも変更はない。すなわち、不動産の取得時効には、土地登記簿への登記を要件とする登記簿取得時効と、この登記要件を満たさない場合に、一定の要件のもと、公示催告手続きによる除権判決を得て土地登記簿に所有者として登記されることにより所有権を取得する公示催告取得時効があり、動産については善意で自主占有が10年継続することを要件とする取得時効がある。消滅時効は債務者に給付拒絶権を与えるものであり、日本民法の援用に近いが、取得時効の効果が生ずるには援用に相当するものは要件とされていない。公示催告取得時効で必要とされる公示催告による除権判決の申し立てが援用に相当するにすぎない。取得時効の停止と法定中断については、消滅時効の停止と法定中断の規定を準用している。改正民法では中断事由の多くは停止事由に移されたため、取得時効でも停止と法定中断についてはそれと連動した準用規定につき整合性が図られたが、修正はそれにとどまる。新民法では消滅時効が大きく改正されたが、取得時効については条数は変わらず内容もほぼそのまま維持されている。

(8) 時効観

近時の時効法の時効観については、以下の点が注目される。第1に、フランス改正民法は、従来の支払い等についての宣誓を求める推定的短期消滅時効の制度を廃止した。第2に、日本では、消滅時効の完成を知らずに債務の承認をしても、信義則により時効を援用できないというのが判例であり、通説と目されている。この考えは、消滅時効の利益を受けるべきは弁済者であるとの推定説（訴訟法説）になじみやすいが、PICCの公式注釈はこれと異なる考えをとっており、「本原則は、時効期間制度を不道徳とする観念を前提としておらず、時効期間の満了による法律関係の早期確定の利益を重視している（そのかわり効果を抗弁権にとどめている）。したがって、時効の完成を知らずに新たな債務を負担する意思か、または時効の抗弁を放棄する意思がない限り、単に知らずに承認しただけでは時効の抗弁権を失わないのである」と解説されている。PICCは商事取引を対象とするものではあるが、他の時効法においても、少なくとも、時効の利益を受けるのは弁済者に限られるとは考えていないものと思われる。

る。第3に、ドイツ改正民法のように、主観的起算点による短期の時効と客観的起算点による長期の時効との二重期間構成が主流になりつつあるが、この主観的起算点による短期の時効は、権利の存在を認識し行使できるようになった以上短期でも権利を喪失させてよい（履行拒絶されてもよい）とするものといえよう。これらは、近時の時効法は権利消滅説（実体法説）に沿って設計されていると見ることを許すものと思われる。

(9) 国際的動向のまとめ

近時の時効法をみると、PECLが、その後制定されたドイツ改正民法をはじめとして、その後のPICCやDCFRに大きな影響を与えていることがうかがわれる。全体として、消滅時効法は、主観的起算点による期間の短期化・統一化と執行以外の権利行使型中断事由の停止事由への移行に向かっているが、主観的起算点の短期は客観的起算点による長期との二重期間構成につながり、その内容は多彩である。期間の短期化は、他方で、起算点や、合意による時効規定の排除などにより、債権者保護とのバランスをはかるうとしているが、ここでも、その具体的な内容や法的構成は一樣ではない。近時の時効法の大きな動向とともに、権利者保護と義務者保護のバランスの多様さが浮き彫りになったといえよう。

(10) 改正法の提案

①権利消滅の時効観に基づく設計をすべきである。構成は履行拒絶権（抗弁権）構成も考えられるが、実益はなく、権利消滅構成をとるのが妥当である。

②時効完成の障害事由は、従来の権利行使型事由の多くは停止事由へ移行するのが論理的でもあり妥当である。

③時効規定の合意による変更については、これを認めつつ、立場の強いものを利することになりかねない特約、一方に過度に不利な内容の特約を定型的に除外するのが妥当である。以上につき、後掲図書590頁以下参照。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計34件）

- ①松久三四彦 「時効の援用と信義則ないし権利濫用—時効完成前の事情による場合—」民法学における古典と革新・藤岡康宏先生古希記念論文集（成文堂、2011年）、査読なし、69～100頁。
- ②松久三四彦 「債権時効」ジュリスト、査読なし、2010年、128～135頁。
- ③松久三四彦 「ミニ・シンポジウム：世界の時効法の動向 総論—企画の趣旨」比較

法研究70号、査読なし、2009年、158～163頁。

- ④松久三四彦 「ミニ・シンポジウム：世界の時効法の動向 総括—イギリス、ケベック、ドイツ、フランスの新消滅時効法の比較と分析」比較法研究70号、査読なし、2009年、189～194頁。
- ⑤松久三四彦 「時効中断および停止の基本構想」別冊NBL122号、査読なし、2008年、13～22頁。
- ⑥松久三四彦 「民法724条後段の起算点及び適用制限に関する判例法理」円谷峻・松尾弘編集代表『損害賠償法の軌跡と展望[山田卓生古希記念論文集]』日本評論社、査読なし、2008年、47～78頁。

〔学会発表〕（計2件）

- ①松久三四彦 「時効中断および停止の基本構想」、日本私法学会、2008年10月13日、名古屋大学。
- ②松久三四彦 「世界の時効法の動向 総論」・「世界の時効法の動向 総括」、比較法学会、2008年6月7日、大阪大学。

〔図書〕（計1件）

- ①松久三四彦 『時効制度の構造と解釈』（有斐閣、2011年）。

〔産業財産権〕

- 出願状況（計0件）
- 取得状況（計0件）

〔その他〕

ホームページ等：なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松久 三四彦 (MATSUHISA MIYOHICO)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：10142788

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし